

災害復興支援にみる弁護士の公共的役割

～司法修習生の給費制維持に向けて～

と き 平成23年7月2日(土)
午後3時～午後5時

ところ 兵庫県弁護士会館



〒650-0016
神戸市中央区橋通1丁目4-3
TEL 078-341-7061
(下記地図参照)



【シンポジウム:プログラム】

1 あいさつ

日本弁護士連合会

会長 宇都宮 健児

2 オリジナル・ビデオ上映

・「そのとき、弁護士は？」

・「冷やし中華はじめました」の

AMEMIYAさん歌う

3 東日本大震災における弁護士の活動について

兵庫県弁護士会

会員 永井幸寿・津久井進

4 法曹の養成に関するフォーラムについて

日本弁護士連合会法曹養成検討会議

委員 川上 明彦

ほか

昨年(2010年)11月26日、国会において、司法修習生に対する「給費制」を1年間(2011年10月31日まで)延長する「裁判所法の一部を改正する法律」が成立しました。

日弁連および各単位弁護士会、司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会、ビギナーズ・ネットなどの粘り強い運動が実ったものと評価できます。

上記の改正法の成立にあたり、政府及び最高裁判所は、2011年10月31日までに、個々の司法修習終了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること、法曹の養成に関する制度の在り方全体について速やかに検討を加え、その結果に基づいて順次必要な措置を講ずることについて格段の配慮をすべきと決議されています(2010年11月24日衆議院法務委員会)。

このたび、上記の決議並びに、2010年7月に発表された「法曹養成制度に関するワーキングチーム」(法務省・文部科学省)の検討結果に基づいて、政府内に「法曹の養成に関するフォーラム」が設置されました(2011年5月13日)。

「法曹の養成に関するフォーラム」では、「給費制の存廃問題を含む法曹養成過程への経済的支援の在り方」と「法曹人口問題を含む法曹養成制度全体の在り方」に関する検討を行うこととなっています。

私たちは、東日本大震災を受けて、弁護士が果たす公共的役割の大きさを今更ながらに痛感している次第であり、法曹を志す者が経済的理由から法曹を断念することがないよう、「給費制維持」の結論が出されることを強く求めます。

主催：兵庫県弁護士会

共催：日本弁護士連合会 近畿弁護士会連合会

阪神・淡路まちづくり支援機構 ビギナーズ・ネット